

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大川市大字郷原一八二番地一、最後の住所福岡県柳川市三橋町下百町二二〇番地一八 被相続人 亡 田島 栄二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

福岡県久留米市中央町三八番六号 四階
松本法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大川市大字向島二六五七番地一、最後の住所福岡県大川市大字向島二六五〇番地三四 被相続人 亡 貞莉 政輝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

福岡県柳川市三橋町今古賀四三番地一 M
Kビル二階 三島法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北見市常磐町二丁目一番地二、最後の住所福岡県大野城市瑞穂町四丁目三番一五〇六号 被相続人 亡 森島 整治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

福岡県大野城市錦町二丁目三番二二一四〇二号

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県日田市三芳小淵町一〇〇番地一、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 谷川 巖

令和八年七月二十四日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

大分県日田市中央二丁目六番三〇号

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大川市大字郷原一八二番地一、最後の住所福岡県柳川市三橋町下百町二二〇番地一八 被相続人 亡 田島 栄二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

福岡県久留米市中央町三八番六号 四階
松本法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大川市大字向島二六五七番地一、最後の住所福岡県大川市大字向島二六五〇番地三四 被相続人 亡 貞莉 政輝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

福岡県柳川市三橋町今古賀四三番地一 M
Kビル二階 三島法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北見市常磐町二丁目一番地二、最後の住所福岡県大野城市瑞穂町四丁目三番一五〇六号 被相続人 亡 森島 整治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

福岡県大野城市錦町二丁目三番二二一四〇二号

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県日田市三芳小淵町一〇〇番地一、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 谷川 巖

令和八年七月二十四日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

大分県日田市中央二丁目六番三〇号

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大川市大字郷原一八二番地一、最後の住所福岡県柳川市三橋町下百町二二〇番地一八 被相続人 亡 田島 栄二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

福岡県久留米市中央町三八番六号 四階
松本法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大川市大字向島二六五七番地一、最後の住所福岡県大川市大字向島二六五〇番地三四 被相続人 亡 貞莉 政輝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

福岡県柳川市三橋町今古賀四三番地一 M
Kビル二階 三島法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北見市常磐町二丁目一番地二、最後の住所福岡県大野城市瑞穂町四丁目三番一五〇六号 被相続人 亡 森島 整治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

福岡県大野城市錦町二丁目三番二二一四〇二号

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県日田市三芳小淵町一〇〇番地一、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 谷川 巖

令和八年七月二十四日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

第60期決算公告

令和8年6月12日

札幌市中央区北5条東2丁目1番地

株式会社トヨタレンタリース札幌

代表取締役 相茶 省三

貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	972,606	流動負債	4,240,951
固定資産	17,480,507	賞与引当金	104,520
		その他負債	4,136,431
		退職給付引当金	1,106,595
		その他負債	1,011,219
		株主資本	95,376
		資本剰余金	13,105,567
		利益剰余金	15,000
		利益準備金	13,090,567
		その他利益剰余金	5,000
		(うち当期純利益)	13,085,567
資産合計	18,453,113	負債・純資産合計	(1,592,310)

第47期決算公告

令和8年6月10日

北海道函館市昭和1丁目28番12号

ネットヨタ道南株式会社

代表取締役 堀田 易

貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	640,879	流動負債	220,240
固定資産	510,040	賞与引当金	210
		その他負債	220,030
		退職給付引当金	83,605
		その他負債	76,821
		株主資本	6,783
		資本剰余金	847,074
		利益剰余金	50,000
		利益準備金	797,074
		その他利益剰余金	13,000
		(うち当期純利益)	784,074
資産合計	1,150,919	負債・純資産合計	(30,660)